

舞台吊物設備改修修繕仕様書

修繕概要	名称 場所 内容	西部会館市民ホール1件舞台吊物ワイアロープ修繕 音声館内 舞台吊物設備改修工事
一般事項	適用範囲 適用規準類 機 材 現場管理 養生その他 既設設備の確認 仮 設 物 発生材の処理 契約不適合 施工図面 溶接作業等 官公庁、その他への手続き 無償保守及び保証期間	本特記仕様書は、上記の工事概要における工事内容に適用する。 本特記仕様書を適用するにあたって、建築基準法、労働安全衛生法等の法令、規程による他、必要に応じて、以下に定める指針・規準・規格等を適用する。 懸垂物安全指針・同解説（日本建築センター） 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター） J A T E T - M - 6 0 3 0 - 3 吊物機構安全指針・同解説 J A T E T - M - 5 0 4 0 - 1 床機構安全指針・同解説 （劇場演出空間技術協会） 日本産業規格（J I S） 機材等の指定がある場合は、該当する機材を使用又は同等以上のものを使用すること。 本改修工事は労働安全衛生法等の関係法令の規定により施工し、 工事工程は監督職員と打合わせの上、工程表を作成し、監督職員の承認を受け、 契約期間内に完全に施工すること。 工事を施工するに当たり既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は養生し、十分注意し施工すること。 万一損傷・汚損した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、 監督職員に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。 なお、これに要する費用は請負者の負担とする。舞台面については、 工事部外者が立ち入ることの出来ないように安全柵・表示を行うこと。 工事施工者は工事着手に当たり、事前に現場調査を行うこと。 設計図書とのくい違い及び工事範囲内に記載されていない 内容については、着手前にその内容については監督職員と協議を行うこと。 各設計図に記載する既設寸法等については参考寸法であるため施工前に現場実測を行い、 監督職員と協議の上寸法等を決定すること。 材料置場、撤去材置場は、監督職員の承認を受け、工事完了後は撤去、 跡かたづけ及び清掃等を速やかに行うこと。 工事中に発生した撤去材、残材等は関係法令に準拠し、適正に処理すること。 工事目的物引渡し後、1年以内に契約不適合がある場合は、 請負者の負担にて速やかに補修するものとする。 施工時に提出のこと。 現場において火花を発生する作業がある場合は、監督職員に報告すること。 作業は周辺の養生を行い、安全を確認した上で行うこと。 当該工事の施工に必要な官公庁、その他への手続き一切は速滞なく行うものとし、 その費用は総て請負者の負担とする。 本工事を引渡し後保証期間内の生じた製作・施工の欠陥による故障・破損は、 速やかに無償修理を行う事。 又、本工事引渡し日から半年以内に保守点検調整を行う事。 なお、機器の保証期間は、引き渡し日から12ヶ月間とする。

機器性能	ワイヤロープ	JISマーク表示品またはこれと同等の製品とする。ワイヤロープに施される荷重は、定格積載の機構静止時においてJIS破断荷重の1/10以下とする。ワイヤロープとボタンその他の機構機器等との接続は適切な取付金物等を用い端部は一本ことに繋結する。
	ボタン (吊物用パイプ)	用途、荷重に応じて適切なボタン形式、サイズを選定する。 吊荷重に変動のあるボタンには許容積載荷重を表示する。
	リミットスイッチ	動力を用いた機構もしくは電気的な確認を必要とする機構において、使用条件に応じ、フランジ型、ローラレバー型等のリミットスイッチを、カム、けり金具、又はフレーム本体等で動作させ、用途上必要な停止位置、動作範囲の限度、または確認位置で、自動的に電気回路の開閉が行えるものとする。 必要に応じ、動作範囲を規定するリミットスイッチの外側に、ファイナルスイッチを設け、強制停止する制御回路を設ける。
	制 御 盤	各装置の使用目的に応じた配線用遮断器・電磁接触器・補助継電器・端子台等を取付板に組立てる。操作盤（操作部）の操作に対応して、舞台機構を適切に起動停止し、速度等を制御する。
	操 作 盤	適切に操作できる場所に設置し、操作に必要な全ての押釦・表示灯等を組込み、配列・差込・塗装等は監督職員の承認を受ける。
	塗 装	塗装仕様は製作者の標準仕様による。 剛毛塗りでは、剛毛目を揃え、塗り落とし、たまり、あわ等の欠点を生じないように丁寧に塗る。 吹き付け塗装では、吹きむらのないようには塗装する。 塗装色については、現状の設置されている同色とする。

			機 型	定 額	製 造	設備場所	尺 寸	N.T.S
							工率番号	
			日 付			番 号	図面番号	NO-001 